

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

<基本的な考え方>

当社は法令及び定款の定めを遵守するとともに経営環境の変化に迅速・的確に対応できる透明性の高い企業経営の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。企業価値の最大化と健全性の確保を両立させることにより、顧客・株主・社員など全てのステークホルダーにとって存在価値のある企業を目指し努力しております。

<会社の機関の基本説明>

取締役会は7名で構成し経営の意思確認及び決定機関として原則として、毎月1回開催しております。取締役会には、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても議論し、対策等を検討しております。また、取締役会を補完する機能として、取締役で構成される経営会議を毎週1回開催し、経営環境の変化に迅速な対応意思決定ができる体制となっております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されております。常勤監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し客観的かつ公正な立場から取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査するとともに経営会議(週1回)及び当社幹部で構成する総合会議・合同会議(月1回)にも出席して日常業務の実態把握に努めております。また会計監査人や内部監査室との情報交換により監査の有効性、効率性を高めております。

コンプライアンス委員会はコンプライアンス上の各問題点の審議、及び取締役会への上程・報告を行い、経営会議は業務全般に亘る運営・管理に関する重要な事項の検討を行います。また、総合会議・合同会議はいずれも本社各部門長と営業拠点長が出席し、総合会議は計画に対する進捗状況を、合同会議は全社的な問題点と要望について、それぞれ検討、指示を行います。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4]

当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討を行って参りたいと思います。

[原則1-3]

当社は事業効率向上と株主価値の最大化を図るため、株主資本利益率(ROE)20%を経営指標上の目標として、最適な資本効率を目指しております。また、株主還元については重要な課題であると認識しており、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

[原則1-4]

当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先との良好な取引関係を構築すること、および当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることは元より、株式保有先企業の企業価値向上に資するものであることを基本方針としております。また、議決権の行使につきましては、当社との安定的協力関係の維持ならびに双方のシナジー効果が見込める場合は、原則賛成いたしますが、株主価値の毀損等が想定される議案につきましては、反対いたします。同株式の買い増しや処分については、担当取締役による合理性の分析を行った上で、適宜取締役会に諮り、総合的に判断しております。

[補充原則3-1-2]

当社は、現在は英語版ホームページや英文版招集通知等の開示は行っておりませんが、海外の投資家への情報提供も重要であると認識しておりますので、今後の株主構成等を勘案し、適宜対応を進めて参りたいと思います。

[補充原則4-1-1]

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長以下の経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や稟議規程等の社内規程において明確に定めております。

<定款および法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項>

- ・グループの経営方針に関する重要な事項
- ・国内中核会社の株主総会における議決権行使に関する事項
- ・経営管理業務に関する重要な事項
- ・子会社等の設立、解散その他の重要な事項

[原則4-8]

当社の独立社外取締役は2名ですが、当該独立社外取締役は、経営者としての豊富な経験と深い見識を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営に資する非常に有用な提言等を行っております。

[補充原則4-8-1]

現状当社では独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役2名と独立役員である社外監査役2名を含めた独立社外者は、取締役会以外の場でも適宜連絡を取りながら、共通認識を高め、監督機能の向上を図っております。

[補充原則4-8-2]

当社では、独立社外取締役は2名であり、筆頭独立社外取締役はおりませんが、適宜代表取締役を含む経営陣幹部および各監査役と連携を

取っており、現状の体制が非常に有効であると認識しております。体制につきましては、今後必要に応じて変更または整備等を行っていきたいと考えております。

[原則4-9]

当社は独立性に関する独自の基準は定めておりませんが、社外役員候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める基準に則り、併せて候補者の社会的地位・経歴および当社グループとの利害関係の有無等を考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

[補充原則4-10-1]

当社は現状取締役総数7名に対して、独立社外取締役は2名であり、過半数には達していませんが、当該独立社外取締役は、取締役の指名および報酬の決定について、取締役会において自らの知見に基づいた助言を行っており、実効性の高い審議が行われております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役の選任において重視するポイントは下記の通りであります。なお、選任に関する方針・手続きは原則3-1(4)(5)にて記載の通りでございます。

- ・当社の各事業に精通していること
- ・法務に関する知見を有していること
- ・企業経営に関する知見を有していること
- ・財務会計に関する知見を有していること
- ・その他、取締役として必要な資質を備えていること

[補充原則5-1-2]

当社は、株主との建設的な対話を促進するための方針は策定していませんが、IR担当部署である管理統括部と担当役員との情報連携を常時図り、機関投資家からのインタビューおよび面談依頼等は常時受け付けております。また、面談等で提言された内容については、担当役員より取締役会に迅速に還元する体制となっております。インサイダー情報管理についても、情報管理に関する規程を設け、必要以外の役職員に情報が拡散しないよう対応しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-7]

当社は、競業取引、利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。

[原則3-1]

- (1) 経営理念については当社ホームページで、経営戦略や経営計画は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制について有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
- (3) 有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書にて方針および手続きを開示しております。
- (4) 当社は、取締役、監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役会、監査役会における構成バランスと必要な知見、経験等の条件をベースに適切な審議を経た上で決議することとしております。また、社外役員候補者の選任につきましては、独自の独立性に関する基準は定めておりませんが、東京証券取引所の定める基準に則り、併せて候補者の社会的地位・経歴および当社グループとの利害関係の有無等を考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる点を重視しております。
- (5) 当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しております。

経営理念：<http://www.nfnf.co.jp/company/outlinec.html>

有価証券報告書：<http://www.nfnf.co.jp/ir/yuho.html>

[補充原則4-11-2]

当社の役員では、他の上場会社の役員を兼務している役員はおりません。兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行っております。また、その他の兼務につきましても合理的な範囲であると考えております。なお、役員の兼務につきましては、取締役会での承認を経た上で決定しております。

[補充原則4-11-3]

当社では取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、年1回独立社外取締役より取締役会の実効性についての自己評価(確認)を行っております。その結果、現時点の事業規模等を勘案すると当社の取締役会は、少人数の利点を活かし議論は活発に行われており、総じて運営は有効であることを確認致しました。一方で、評価項目のうち、これだけは満点でなければならないという項目については、当たり前になるよう取組むべきであるとの指摘があり、今後独立社外取締役を中心に取締役会において十分な議論を継続して参ります。

[補充原則4-14-2]

当社では、取締役について、新任取締役の就任時には、工場見学、沿革等、当社の置かれる事業環境を学ぶ機会を設けております。また、業務の執行に必要な資質を研鑽できるよう、継続的に当該知識をブラッシュアップできるよう、外部機関等を活用しております。費用については、当社が負担しております。

[原則5-1]

当社は、管理統括部をIR担当部署として定めております。また、機関投資家等とのスモールミーティング等を必要に応じて開催するとともに、個別の要請に応じて適宜面談を行う方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト託銀行株式会社 (信託口)	1,010,500	8.07
高橋 栄二	968,660	7.73
株式会社徳島銀行	572,000	4.57
ニホンフラッシュ従業員持株会	571,280	4.56
株式会社阿波銀行	560,000	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	533,400	4.26
KBL EPB S.A. 107704	418,900	3.34
阿波銀保証株式会社	300,000	2.39
大日本印刷株式会社	300,000	2.39
株式会社徳銀キャピタル	268,000	2.14

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岸 一郎	他の会社の出身者											
岩島 敏哉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸 一郎	○	---	岸氏を社外取締役とした理由は、経営者としての豊富な経験と深い見識を活かし、中立的な第三者としての立場からの監督を期待するものであります。
岩島 敏哉	○	---	岩島氏を社外取締役とした理由は、国内及び海外事業展開において経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、中立的な第三者としての立場からの監督を期待するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は期中及び期末に会計監査人より監査の所見や関連情報の交換を行うほか、往査現場で意見交換を行うなど、会計監査人と連携・協調をはかり、監査の充実に努めております。また、必要に応じてミーティングを行い、監査結果等について情報の共有を図っております。

当社の内部監査については、社長直轄の独立監査部門である内部監査室が「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況についての監査を行っております。監査役と内部監査室は、監査方針、日程計画などの打合せを行い、緊密な連携を図っております。監査役は内部監査に立会のうえ、監査報告を都度閲覧し、監査役監査の際にそれを参考にしながら監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹谷 正廣	弁護士													
工藤 誠介	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹谷 正廣	○	平成10年社外監査役就任。 平成23年独立役員就任。 笹谷正廣法律事務所 弁護士	主に法律的側面から取締役会による業務執行を監視できる人材と考えているため。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
工藤 誠介	○	平成19年社外監査役就任。 平成23年独立役員就任。 税理士法人ひまわり会計事務所 代表社員	主に会計的側面から取締役会による業務執行を監視できる人材と考えているため。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は、平成18年6月27日開催の第42会定時株主総会にて、取締役退職慰労金制度が廃止されたことに伴い、新制度として導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年3月期における、取締役および監査役に対する報酬は以下のとおりです。
取締役の年間報酬 162,810千円 (うち社外取締役3,600千円)
監査役の年間報酬 12,000千円 (うち社外監査役 6,000千円)
(注) 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第51期定時株主総会において年額2億円以内 (ただし、使用人給与は含まない。) と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成8年6月28日開催の第32期定時株主総会において年額2千万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針につきましては、当社の役員報酬は固定報酬(年額報酬)とし、株主総会において承認を受けた報酬限度額の範囲内としております。取締役の報酬額については、経営内容、世間水準、在任期間及び職責等を勘案し、取締役会の承認を受け決定しております。また、監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役・監査役を補佐する担当セクションや選任スタッフは設置しておりませんが、社外取締役・監査役が必要と判断し、会社に求めたときは補佐するスタッフを用意することにしております。
社外取締役・監査役が監査役会・取締役会に出席する場合は、管理統括部が事務局となって資料説明等の補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>
取締役会は7名で構成し、経営の意思確認及び決定機関として、原則として毎月1回開催しております。会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次計画に関する事項およびその他の重要な業務遂行について決定するとともに、業務の執行状況を監督します。
<監査役会>
監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名 (うち独立役員2名) で構成されており、取締役会の議論において専門的な知識を参考に、取締役の業務遂行が公正に行われるよう監視する体制を採っております。
<内部監査>
内部監査については、内部監査室の室長1名で監査計画を立案し、計画に従って監査の実施、報告書の作成、監査結果通知書により改善事項の指摘等を実施しております。

<子会社管理>

子会社の管理に関しては子会社管理規定に基づいて報告する内容を定め、担当部署を管理統括部としております。子会社の経営状況を検討の上、必要な場合は助言・協力することにより統制をはかっております。

<コンプライアンス>

コンプライアンスに関しては、社長を委員長としてコンプライアンス委員会を設置し、その行動規範としての「コンプライアンス規則」「コンプライアンスマニュアル」を制定し、より高い倫理観に基づいた行動に努めるよう指導しております。また「内部通報規則」を制定し、従業員からの法令違反行為等の通報に対して適正な対応の仕組みを定めております。

<取締役候補の指名>

取締役候補の指名については、取締役に相応しい人格および識見、候補者の業績、会社に対する貢献度等から取締役会において決定しております。

<報酬の決定>

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績、経済情勢を考慮して、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績、経済情勢を考慮して、監査役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や業態を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、事業内容に精通している社内取締役で構成される適正な規模の取締役会と、監査役による経営監視体制の整備、強化によるガバナンス体制が、現時点では適正な体制であると考えております。

また、社外チェックの観点では、2名の社外監査役が取締役会に出席し、会社の運営及び各取締役から業務執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べる等しており、社外からの監視・監督は十分に機能する体制であると考えており、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様当社事業の状況や議案の内容等を十分に検討した上で議決権を行使していただけるよう、総会開催日の20日前ごろに招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の決定にあたっては、株主総会集中日や繁忙日を回避して、できるだけ多くの株主に出席して頂く事を基本として設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「IR情報」サイトを設置し、決算公告情報、各種財務レポート(決算短信、有価証券報告書等)、財務関連資料及びニュースリリース等の情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する情報管理・開示手続きにつきましては、管理統括部にて実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全については、ISO14001の認証を取得し、環境負荷低減を目的とした生産活動を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的増大を目標とし、株主、従業員、取引先、社会などの様々な関係者との間隔を等しくし、着実に経営の組織、体制、システムを整備、構築することで、経営に対する透明性及び信頼性を確保し、経営責任の明確化を行うこととしております。

今後とも当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、関係者から信頼と共感を得られる企業を目指してまいります。

(2) 整備状況

整備状況につきましては、平成18年5月12日の取締役会にて、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しました。

なお、平成18年5月12日の取締役会において決議した内容を、平成20年5月14日の取締役会において修正いたしました。

今後この基本方針に基づき、内部統制に関する体制、環境を整備、運用していきます。

内部統制システムの基本方針について

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は企業理念、社内規程、及び関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、担当部においてコンプライアンスの取り組み、教育等を横断的に実施する。また、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役議事録等の取締役の職務執行に係る文書の取扱は、法令・社内規程に基づき適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれ担当部にて規程の制定、マニュアルの作成を行うものとする。

4. 締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会及び経営会議を開催する。なお、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備する。

イ. 職務権限、意思決定ルール の策定

ロ. 中期経営計画に基づく業績目標の設定と月次、四半期業績管理の実施

ハ. 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、業務適正については、社内規程に基づき管理し、業務執行の状況について、内部監査室及び監査役が評価及び監査を行うものとする。また、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会及び担当部に報告する体制を確保する。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、助言等を行う。

監査役はグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当該使用人を置くこととする。当該使用人の配置及び異動については、監査役の意見を尊重することとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の役職員は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、直ちに監査役に報告を行うこととする。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち取るべく、反社会的勢力と係わりを持たず、相手の不当な要求がなされた場合にも、これに屈することなく断固として排除し毅然とした態度で臨みます。

また、整備状況として「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定し、新規取引の事前調査および情報収集、日常業務の中での注意点、社内報告フロー、担当部門（管理統括部）の役割等、具体的な対処方法を全ての役員、社員が共有しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「適時開示体制概要書」の内容

1. 基本姿勢

適時開示に関する基本方針として、当社に与えられた社会的責任を十分に果たすと共に、株主・投資家等の皆様からの確かな信頼、及び正当な評価を頂くことができるよう、社内体制の整備・充実をはかり、適時開示規則及び関連諸法令等に基づいた、適切な情報開示を行います。

適時開示体制の整備に向け、現行の株式等の内部取引の管理等に関する規則の周知を行い、当社及び子会社において開示すべき事実が発生した場合は、直ちに担当部である管理統括部に情報が集約され、当該情報について事実確認・分析・検討を行い、当社の情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議を行ってまいります。審議の結果、開示が必要と判断した場合には、取締役会等の承認の後、情報開示を行うこととしています。なお、情報取扱責任者は管理統括部担当の取締役としております。

社内教育につきましては、基本方針にはじまる当社の体制・規程等を役員、社員に対し適宜教育の機会を設け、各種情報の取扱いに関し、当該情報の管理及び漏洩、適時開示の体制及び方法等に関する基本ルールの周知徹底を行ってまいります。

2. 決定事実に関する情報

当社では、重要な意思決定は取締役会決議にて行っております。取締役会において開示すべき事案が決定された場合には、代表取締役社長が出席役員に対し、当該決定事実を取締役会終了後遅滞なく開示する旨を明らかにし、開示されるまでの情報管理に留意すべき旨を勧告後、情報取扱責任者に開示を指示することとしております。

3. 発生事実に関する情報

当社では、「株式等の内部取引の管理等に関する規則」により、発生事実は発生後直ちに各部署より、情報取扱責任者に対し報告がなされることとなっております。報告を受けた情報取扱責任者は直ちに代表取締役社長に発生事実を報告し、代表取締役社長の指示を受け、情報取扱責任者が遅滞なく開示することとしております。

4. 決算情報に関する情報

当社では、決算内容、業績予想の修正、配当予想の修正等は、取締役会にて検討・決定することとなっております。開示すべき決算情報が決定された場合には、代表取締役社長は当該決算情報を取締役会終了後遅滞なく開示する旨を明らかにし、開示されるまでの情報管理に留意すべき旨を勧告し情報取扱責任者に開示を指示することとしております。

5. 子会社に関する情報

子会社を含む情報の適時開示手続きについては、当社の保有する子会社は海外子会社で、100%出資の連結子会社であります。当社と同一基準にて適時開示手続きを行うこととしております。